

幕末期における職人仲間の動向

——播州姫路藩仕入紺屋仲間の事例を中心として——

三 浦 俊 明

はじめに

近世社会に存在したさまざまな社会集団（仲間組織）について、従来は主としてこれを株仲間あるいは問屋仲間として捉え、その研究が進められてきた。その結果、中世の座から近代の同業組合迄を見通したうえでの近世株仲間の特質や⁽¹⁾、近世の市場構造の解明⁽²⁾に大きな成果をあげてきた。ところが近年、社会集団論が提倡されるにおよんで⁽³⁾、近世都市研究の新たな視点として、さまざまな仲間組織と都市を構成する基本的な組織としての町との関連が重視され⁽⁴⁾、それによって借家層を含めた表店の商人・職人仲間の自律的な諸機能や⁽⁵⁾、それらの仲間からはずれた裏店に形成される民衆世界の構造など⁽⁶⁾が解明されるに至った。今後はこの点に加えて職縁的結合といわれる諸仲間の動向や仲間結成の意図、それらと関連する仲間の特徴を⁽⁷⁾それぞれの仲間ごとにより具体的に究明していく必要がある。それによつて幕末期に存在する多数の仲間が⁽⁸⁾同業組合へ移行する際の問題もより明確になつてくるものと思われる。

そこで小稿では、最近発見された史料である「嘉永四年亥霜月吉日、愛染講諸事書留帳」（以下、書留帳と略記す

る⁽⁴⁾ の紹介を兼ねて、幕末期における播州姫路藩紺屋仲間の組織である愛染講⁽⁵⁾ の仲間定書を検討する。次いでこの愛染講と、その構成員である紺屋達の得意先であった姫路藩の江戸積木綿問屋達との関係、紺屋とその下職人との関係等を考察し、それによって幕末期の職人仲間の自立的な運動を具体的に究明してみたい。なお主として使用する史料は右記の書留帳と姫路藩の紺屋関係文書⁽⁶⁾ であり、これらはすべて姫路市史編集室が収集したものを利用させていただいた。

一 愛染講の定書

前記の書留帳の裏表紙には「姫路、仕入紺屋中」と書かれていることから、この帳面は、姫路藩の紺屋仲間関係のものであることがわかると同時に、この帳面と共に一括されている文書によって、姫路藩城下町中の材木町の住屋（今井）茂兵衛家が作成したものと推測される。材木町は姫路城の西側を南北に流れる船場川の西川端に沿って展開する縦長の町である⁽⁷⁾。そこには、おそらく川の流れを利用するからなのであろうが、前の今井家の他にも紺屋が並んでいた。たとえば安政四年（一八五七）十月に材木町の英賀屋儀助が姫路藩の道方御役所に差し出した願書には、「私商紺屋職渡世ニ仕候處、職方勝手ニ付、門先軒下ニ取置物千杉丸太四本、当向側ニ掘込、物千杉丸太四本為被下度奉願上候」⁽⁸⁾ とあり、英賀屋は、門先軒下にあつた物干し用の杉丸太を向側にある船場川の川端に建てることの許可を願い出ている。これは染物の物干し場の移動ないしは増設に關係した願書であるが、同年九月にも同町の布屋利兵衛が同様の願書⁽⁹⁾ をだしているのをみると、川端という地理的条件下にあつた材木町をはじめとする船場川筋には、比較的紺屋が集中していたこと、と同時に当時、紺屋業が隆盛であったことがわかる⁽¹⁰⁾。なおここで用いている紺屋とは前掲の史料にもあるように、職方を召し抱えた問屋的性格を持つたものであり、職方の職人達が染めの

表1 愛染講定書の主な内容

条目	嘉永4年の定書	各年の定書
幕末期における職人仲間の動向	1 毎月26日寄合、家業第一 万事親切	紺屋職由来（慶応2） 集会場を仲間内の順番とす（慶応3）
	2 幕藩法遵守	冥加金1カ年1貫500匁（安政5）
	3 臨時の藩御用染物勤む	
	4 得意先には値段相応に働く	
	5 染質値上げにつき不相応をせぬこと。違反者は罰金1両	得意先の要求に応じない。違反者は「藍瓶掘上」（慶応2）
	6 一同壺留、職留、違反者は壺瓶を打割る	8日間の瓶留。違反金3両と10両、元方仕入方、下職差留（安政2）
	7 寄合の節、掛銀3匁持参	加入希望者は積金負担（慶応2）
	8 値段申合、無格差	得意先を固定（慶応3）
	9 近火助力	
	10 不幸の香典、野送り	
	11 祝儀は一同より遣わす	惣領誕生の祝儀、死去の香典はそれぞれ銀5匁（慶応2）
	12 近火等の返礼無用	
	13 不奉公の奉公人を使わぬ	
	14 新規の下職、先方へ聞合せ	大坂の仲間と申合せ、不動致す下職を使わぬ（慶応元）。家出の下職は大坂でも使わぬ（慶応2）。
定書への連名者は、嘉永4年、14名。安政2年、15名。同5年、記なし。 慶応元年、5名。同2年、15名。同3年、13名。		

注。嘉永4年「愛染講諸事書留帳」（兵庫県立歴史博物館所蔵）より作成。

表2 新規加入者の負担

加入者	加入年月	積金	振舞の返礼	振舞場所
蒲田屋喜十郎	慶応元・10	5両	酒切手5枚、代30匁 肴切手1枚、代20匁	手柄山にて出振舞
角屋太市郎	慶応元・12	5	積金の割下げにて致さず	東紺屋町松利喜宅
住吉屋友治郎	慶応2・2	6	酒切手3枚、代25匁 肴切手1枚、代25匁	船場川端 高瀬屋利兵衛宅
廣屋弥五郎	慶応2・4	7	酒料30匁・肴料20匁	同上

作業に従事するのに対し、彼等は専ら木綿問屋などを主とする得意先との商取引にあたっていた。そして嘉永四年（一八五二）には、それぞれの經營の安定をはかつて、冒頭に示した住屋茂兵衛を始めとする十四名の紺屋が愛染講という仲間組織を結成し、講の約定を結んだ。以後、慶応四年（一八六八）迄の間に講加入者に若干の変動はあるものの、当初の約定は寄合によつて逐次補訂されていった。表1は、嘉永四年制定の十四カ条からなる定書を逐条ごとにその要点を表示したうえで、それぞれの条文に関連するその後の補訂部分を追加したものである。以下、この表に基づいて、紺屋仲間の由来と愛染講の定書の内容をかんたんに説明しておこう。

まず姫路藩領内の紺屋仲間の由来について、慶応二年（一八六六）正月に書き残したという定書では、次のように説明している。

古来より紺屋職仕来候處、御上様より中間之株、印鑑茂頂戴致、渡世相送り申候處、中興諸株無印ニ相成、是故勝手次第渡世致候方も儘々在之候得共、中ニ茂当時仕入紺屋ヲ一派相立、何方茂心打解、相談之上、仲間印与致
愛染明王祭、毎月集会致、又正五九月ニ者御日待相勤、是亦集会之致、諸事取続相送り候

これによれば、古来より紺屋業を営んできたものが、姫路藩主酒井家の時代に¹⁰株札と株仲間の印鑑を受給して営業してきたが、「中興諸株無印」すなわち天保十二年（一八四一）の株仲間禁止令によつてその株仲間は解散した。その後（嘉永四年カ）、仕入紺屋達と一派を立て、仲間の印として愛染明王を祭り、毎月の集会の開催と同時に正・五・九の各月には日待行事を催して諸事を取り行つてきたという。このように姫路藩の愛染講は、株仲間の再興が認められた後に、仕入紺屋を中心にして結成されたものであることがわかる。従つて前に注記したように愛染講へは姫路藩領下のすべての紺屋が加入したわけではなく、表1・3で示したようにその一部の十三ヶ十五家のみであった。

表1によつて愛染講の一般的な特徴を指摘してみると、第一は幕藩権力との密接な関係があること。第二は、家業第一、万事親切、祝儀・不祝儀や近火の際の付合い等の定にみえるように、町共同体の結合論理と同様の性格を有する

表3 仕入紺屋の主な得意先一覧

仕入紺屋名	得意先数	主な得意先の略称											
		馬小	本助	本治	本藤	矢治	幸伊	紅定	木長	山本	カギト	浜八	馬権
住屋茂兵衛	67	馬小	本助	本治	本藤	矢治	幸伊	紅定					
津国屋清次郎	45	"	"	"	"	"	"	"	木長	山本	カギト		
茶屋治右衛門	37	"	"	"	"	"	"	"					
住吉屋歓兵衛	27	"	"	"	"	"	"	"					
犬飼屋弥七	20	"											
中屋平兵衛	20	"											
讀岐屋新助	19					"	"	"					
紺屋半兵衛	16	"	"	"	"		"	"				"	"
古屋庄七	15	"	"	"					"	"	"	"	"
角屋太市郎	12							"	"				
糸田屋藤助	11	"	"	"	"		"	"					
紺屋吉兵衛	4											マル万	
絞り屋佐吉	2									"	"		
合計	295												

注：嘉永4年「愛染講諸事書帳」（兵庫県立歴史博物館所蔵）より作成。

主な得意先の略称のうち家名と所在地が判明するものは以下の通り。

1. 馬小=馬場（木綿屋）小三郎（猿町）。
2. 本助=本庄（菊屋）助三郎（東二階町）。
3. 本治=本庄（菊屋）治郎一（吳服町）。
4. 本藤=本庄（菊屋）藤治（吳服町）。
5. 矢治=矢内（英賀屋）治兵衛（西吳服町）。
6. 幸伊=幸野屋伊兵衛（一丁町）。
7. 浜八=浜本（那波屋）八右衛門（福中町）。
8. 馬権=馬場（奈良屋）権兵衛（吳服町）。

こと。この点に関して、大坂の轆轤挽物職仲間の申合せでは、営業活動に関わらない私的な人の出入については祝儀・不祝儀のやりとりを禁じており⁽⁴⁾、これと比較してみると、愛染講の場合は、その拘束力の強さをうかがうことができる。なおこの点は定書にみえる厳しい罰則規定にも表れている。第三は、仲間への加入希望者に対する「別段之積金」や振舞銀という経済的負担を強制していることであり、この点は愛染講の自律性と同時に特権性を意味している。たとえば慶応期に新規加入した蒲田屋喜三郎以下四名の場合をみると表2のようになる。天保期における大坂の轆轤挽物職仲間への加入額見世銀が金四兩あるので⁽⁵⁾、慶応期の積金五・七兩は相当の金額であったとみてよからう。第四は仲間の連帯と営業の共同保全を重視していることである。

以上、四点にみえるような仲間の性格はすでに指摘されており⁽⁶⁾、とくにめずらしいものではない。問題はこの愛染講への加入者である「仕入紺屋」達の得意先や、彼等が雇用している下職人との関係、

あるいは「仕入紺屋」達が両者との間で直面している問題であり、それらを具体的に究明することによって愛染講の自律的な性格を明らかにすることができる。次節ではその問題について考察していく。

二 仕入紺屋と江戸積木綿問屋

慶応三年（一八六七）八月、愛染講仲間の十三名は集会を開いて「銘々入込候御得意様迄相改、書留置候間、此上者外御得意へ猥りニ出入致申間敷候」と申合わせ、得意先名ごとに、そこと取引関係を持つ愛染講仲間の加入者名を定書に書き加えた。表3はそれを基にして、仕入紺屋ごとの得意先数と主な得意先名を整理したものである。これによる愛染講の書留帳を遺している住屋茂兵衛家は六七軒もの得意先を持ち、仲間の中では最大の経営規模をもつ紺屋であったことがわかる。以下、津国屋清次郎・茶

表4 住屋の取引先一覧表

取引先名	所在地	大福帳		備考
		嘉永5	慶応2	
1 英賀屋(矢内)喜助	博労町	○	○	
2 "	文七		○	
3 "	治兵衛	東呉服町	○	木綿仲買
4 "	安兵衛		○	
5 "	重三郎	福中町	○	○
6 奈良屋(森田)佐助		○	○	
7 "	治兵衛	福中町	○	○ 江戸積木綿問屋
8 那波屋(浜本)八右衛門	"	○	○	"
9 奈波屋(")久治郎	"		○	
10 神吉屋	卯兵衛		○	
11 千鰯屋	喜三郎	○	○	"
12 米屋(尾上)作兵衛	俵町	○	○	木綿仲買
13 木綿屋(馬場)小三郎	"	○	○	江戸積木綿問屋
14 菊屋(本庄)助三郎	東二階町	○	○	"
15 "	治郎一	吳服町	○	○ "
16 "	藤治	"	○	○ "
17 廉屋	小右衛門	○	○	
18 幸野屋	伊兵衛	○	○	
19 平井	善右衛門	○		"
20 油屋九助・他4軒		○		
21 茶屋佐助・他24軒			○	大坂・沢屋喜右衛門を含む
合計		19	43	

注. 嘉永5・慶応2年「大福帳」(姫路市材木町、今井衛国家蔵文書)、穂積勝次郎『姫路藩綿業経済史の研究』(1970発行)より作成。

屋治右衛門と続き、最低は二軒しか得意先を持たない絞り屋佐吉家となつてゐる。こうした得意先数の格差が、たとえば京都西陣の織屋仲間の場合のように³³、本家・分家関係に基づく重層的な構造を示してゐるのかどうかは、ここでは確定できない。次に仕入紺屋達の具体的な得意先をみると、たとえば住屋茂兵衛は馬場（木綿屋）小三郎・本庄（ほんしょう。菊屋）助三郎・本庄（菊屋）治郎一等を得意先とし、津国屋清次郎・茶屋治右衛門等もほぼ同じ家を得意先としている。これをみると仲間の得意先はかなり重複しており、従つて問題はそれぞれの紺屋が「外御得意へ猥リニ出入」する、つまり他の紺屋のお得意を侵食するということよりも、表1に示した嘉永四年（一八五二）の定書第五条に「直段不相応之上品之染物致問敷候」と定められているように、同一の得意先に対する抜け掛け行為、具体的には同一の得意先に対する染質の値引き合戦等が問題となつていていたようである。

それではこの得意先とはどのような家なのであらうか。表4は住屋茂兵衛の大福帳を基にして、住屋の得意先を明らかにし、それらの職業を判明する限り示したものである。それによると住屋は、幕末維新期にかけて得意先を十九軒から四三軒へと拡張するなど活発な経営をおこなつており、その主たる得意先は、姫路藩の有名な江戸積木綿問屋（国产木綿問屋）と、その仲買達であったことがわかる。要するに愛染講を結成していた紺屋達は、主として江戸積木綿問屋やその仲買達から染地を仕入れて、商いをする仕入紺屋であったのである。次にその商いの内容についてみよう。

表5は住屋が、呉服町と東二階町に店を持つ姫路藩の代表的な江戸積木綿問屋であった菊屋（本庄）との取引内容を示したものである。これをみると住屋では非常に多彩な染物を扱つており、しかも菊屋との取引量は、嘉永六年度（一八五三）は一六八三反、慶應四年度（一八六八）には実に三六三七反余におよんでいる³⁴。また前者から後者にかけての一反当たりの染質の変化をみると、平均して二・二倍に高騰している。このように住屋の経営は幕末期にかけて順調な展開をみせてはいるものの、全く問題がなかつたわけではない。実はそうした問題を解決していくために愛

表5 菊屋との取引量と染貲表

商品銘	菊屋治郎一家、嘉永6年分			菊屋助三郎、慶応4年分		
	反数	染貯	1反の染貯	反数	染貯	1反の染貯
1 並地白	164	492匁00	3匁00			
2 筋地白	138	703・80	5・10			
3 中地白				90反2	1154匁56	12匁80
4 納戸南京	184	745・00	4・04	927・5	11130・00	12・00
5 松南京	25	135・00	5・40			
6 絞るり	234	1521・00	6・50			
7 1枚るり	60	273・00	4・55			
8 追掛るり	22	114・40	5・20			
9 生納戸	51	183・60	3・60			
10 栗梅納戸	13	57・20	4・40			
11 筋納戸	18	68・40	3・80			
12 懃形				459・4	5512・80	12・00
13 平形	212	784・40	3・70			
14 京形	263	1332・80	5・06			
15 鹿子	44	204・10	4・63			
16 新堂島				122・7	1435・72	11・70
17 茶堂島				26・4	205・92	7・80
18 浅黄色入				318・8	2391・00	7・50
19 小中地白				501・6	3511・20	7・00
20 小抜				61・6	308・00	5・00
21 無地	5	12・50	2・50			
22 島目引	23	42・60	1・85			
23 その他5種	227	756・90	3・33			
24 その他15種				1129・2	10259・58	9・08
合計	1683	7426・70	4・41	3637・4	35908・78	9・87

注. 嘉永5年・慶応4年「大福帳」(姫路市材木町今井衛国家蔵文書)より作成。

染講という共同組織を結成したのであった。次にその問題について具体的に考察してみよう。

三 染質値上げと下職人の移動問題

仕入紺屋達は、幕末期の諸物価高騰に対応するために、染質の値上げをしていくのが、そのために彼等は愛染講を組織し、団結して得意先の木綿問屋等に対し値上げを認めてくれるよう願い出た。染質の値上げを得て得意先の許可を得なければ実施できないところに紺屋仲間すなわち職人仲間の間屋商人に対する従属的な関係が示されている。嘉永四年（一八五一）の愛染講約定第五条には値上げの趣意が記されている。それによると、近年、紺屋の家業向は、「元方高値」なので經營困難に陥っており、そのため染質の値上げを願わざるをえない。ついては得意先に対してお互いに値上げを守り、紺屋によって染質の高下がないようにする。違反者は罰金一両を講中へ差し出すこと、としている。次いで第六条には「此度直上ヶ之儀、得意先一応ニ而不聞入、彼是与申、弥直上ヶ難叶候ハヽ、しばらく之間一同壺留并職留致置、臨氣（機）応変之相談も可致候間、其節ニ相成候而も銘々違背致間（敷脱）候、若内々ニ而職分致、得意先江内通致ス輩有之趣相聞候ハヽ、共々致吟味、弥違背之輩相決候上者、一同より壺かめ打割候共一言之申分無之、異儀申間敷候事」とある。これによれば、もし得意先が難癖をつけるために値上げが不可能な場合は、愛染講一同が「壺留并職留」すなわち同盟罷業をして要求を貫こうといふのである。確かに紺屋達の主張するようには、「元方高直」すなわち藍玉の仕入値段は高騰しており、それを住屋茂兵衛の藍玉仕入先である阿波国名西郡西覚圓村の高石屋弥兵衛との「藍玉通」帳によつて調べてみると表6のようになる。これによると安政期から慶應期にかけての藍玉値段は四〇五倍さらには十倍近くに跳ね上がつてゐる。こうした実態をみれば紺屋仲間の者達が染質の値上げを要求するのも無理はない。しかしながらそのためには「壺留并職留」までして要求を貫徹しようとするこの時期

表6 住屋の藍玉仕入れ状況

取引年月日	銘柄	本数	代銀高	支払銀高	単価
安政5・10・8	青玉	2	貫400匁	貫匁	貫200匁
" 10・18	雲井	2	540		270
" 12・25	"	30	8・235		274・5
安政6・2・8	宝珠	2	440		220
" 2・8	連域	2	460		230
" 7・16	玉川	2	480		240
" 8・9		17	4・080		240
小計		57	14・635		
" 7・16 8・9				10貫075匁	
" 9・9				4・560	
差引				0	
慶応2・10・10	木柴	10	12・220		1・220
" 10・10	玉椿	18	42・480		2・360
" 12・	紺上	20	41・000		2・050
" 12・	重藏染羽	6.5	21・775		3・350
慶応3・2・16	玉簾鳳凰	2	6・700		3・350
小計		56.5	124・175		
" 7・23				950両	
" 7・23				500匁	
差引				0	

注. 安政3年「藍代算用通」・文久4年「藍玉通」(共に姫路市材木町今井衛国家蔵文書)より作成。

の紺屋仲間の木綿問屋達に対する自立的な態度にも注目しておくる必要がある。

安政二年（一八五五）八月付けの「仲間一統申合之事」・同「乍憚口演」等によると、紺屋仲間は八月十八日より同二五日迄の八日間の瓶留によって染質の五割値上げを願い出て得意先と交渉した。その結果、仲間の内、無地屋は二割の値上げで妥結したが、紺屋方・絞り屋は折り合いがつかず、とりあえず同二六日より値上げを認めた太物屋と幸野屋伊兵衛から染地を貰つたとある。その後、慶応二年（一八六六）七月付けで仕入紺屋中が得意先に対し、「不悪御承引被下度奉希上候」として値上げを通知しているのをみると、木綿問屋達も結局は値上げを認めざるを得なかつたものと思われる。

以上のような紺屋仲間達による染質値上げの経過をみると、従来、職人達が仲間申合によって、工賃等の値上げを問屋商人と交渉することは殆ど不可能に近く、職人達は多分に従属的な関係のもとに置かれていたという状況が、幕末期における職人仲間の自立的な運動によつて徐々に変化していることがわかる。紺屋仲間では仲間にて染質値上げのための統一行動を乱すものに対しても「一同より壺かめ打割候共」（嘉永四年定書）、「不法致候者は料料金三両、内通者は同金十両のうえ、元方仕入方、下職差留」（安政二年申合）、「藍瓶掘上、其上付合致不申」（慶応二年申合捷）といふような厳しい制裁を加えることにしてゐる。これを見ても紺屋仲間の染質値上げ交渉に臨む決意の程をうかがうことができる。しかしながら一方では右のような強硬手段をとらざるを得ない紺屋経営の内部事情もあつた。それは主として仕入紺屋達が雇用している下職人の動向に関する事であつた。そこで最後にこの点について考察しておこう。

幕末期における下職人の動向のなかでとくに注意しておく点は、「召遣候職人不奉公致、家出之者有之、何方へ参り候共、此者召遣被成候儀一切不仕候」（慶応二年正月申合捷）と記されているように下職人達がまず仲間の間を移動し、さらには「其者表大坂参り、職致度生（所）存ニ而家出之候節者」（同右）とあるように、なんらかの不始末

を口実に姫路と大坂との間を流動し、少しでも好条件の場所で働くこうとするようになっていることである。たとえば元治元年（一八六四）正月には姫路材木町布屋市右衛門方へ大坂日本橋四丁目の大和屋幸助伴彦次郎が、また同年五月には同町兵庫屋吉兵衛方へ大坂立売堀町二丁目の庄七がそれぞれ「召使職人」として雇用されている⁽⁴⁾。こうした事態に対しても、慶応元年（一八六五）九月に愛染講は、大坂仕入形附紺屋仲間⁽⁴⁴⁾との間で「近来召遣イ職人猥ニ相成候ニ付、此度御地ト申合、不勤致候者御互ニ召遣イ申間敷、万一講内ニ不法致候者有之候ハ、講内相除キ可申」（慶応元年九月申合一札）という申合わせをおこない、不勤致すものはお互いに雇用しないという姫路地域内における仲間の機能を大坂という地域外にまで拡大することによって、下職人の流動化傾向に対応しようとしている。しかしその一方で仕入紺屋達にとっては、このような職人達をなんとかしてつなぎとめておく必要があり、そのためには染賣の値上げをなんとしても実現せざるを得なかつたのである。こうして「壱留・職留」という強硬手段がとられることになるのであるが、結果的にはそれが職人仲間の地位向上につながつていったものと考えられるのである。

おわりに

以上、小稿では姫路藩の仕入紺屋仲間の記録である書留帳の分析を基にして、幕末期における仕入紺屋仲間の動向を究明した。その結果、それは職人仲間の、下職人の自立化動向に対応したものであったと同時に、問屋商人達に対する自立的な運動でもあつたことを確認した。このような仲間の動向と明治前半期における同業組合結成との関連の究明が残された課題である。

注

(1) 宮本又次『株仲間の研究』（有斐閣、再版、一九五八年）参照。

(2) 林玲子『江戸問屋仲間の研究』(御茶の水書房、一九六七年) 参照。

(3) たとえば塚田孝氏は「諸社会集団の複合として全体社会を考えることによって、研究者の視野を、研究対象の視野から解き放ちうるのではないか」と提唱している(「社会集団をめぐって」『歴史学研究』五四八号参照)。

(4) 町と仲間との関係について、吉田伸之氏は、都市社会における諸集団を本源的に規定する集団を町とみなし、近世における商人の仲間や組合は、その町が持っていた論理を衰退させていく過程で、逆にそれを自己のものとしていく、と説明されているように、仲間の論理は町の分解とか派生の過程において産み出されるという見解である(「町人と町」『講座日本歴史5、近世1』、東京大学出版会、一九八五年。座談会「近世史の枠組みを問い合わせる」『歴史評論』四二一号のなかでの吉田氏の発言部分参照)。これに対して今井修平氏は、仲間は当初は町に包摶されていたが、十八世紀になって株仲間として公認されて以後は、町とは別次元の自律性・自主性を持つた共同組織として機能した(「近世大坂における株仲間と「町」—道修町薬種中貢仲間を例として—」朝尾直弘代表、昭和六〇年度科研報告書『町共同体と商人資本に関する総合的研究』一九八六年。「近世都市における株仲間と町共同体」『歴史学研究』五六〇号)として、吉田氏とは見解を異にしている。

(5) 注(4)に示した吉田・今井兩氏の論文の他に、江戸砂糖問屋仲間については、馬場章「近世後期における問屋仲間と海上輸送」(『歴史評論』四七〇号)。大坂三郷麸屋仲間・同桶樽師仲間については、今井修平「幕末・維新期の町と仲間」(『日本都市史入門』II・町、東京大学出版会、一九九〇年)。江戸の豆腐屋仲間・同菓子屋仲間および同紺屋仲間については、吉田伸之「表店と裏店—商人の社会・民衆の世界—」、西陣の縮ミ縮絹屋仲間については、杉森哲也「下職一手間取職人の世界」(吉田・杉森両氏の論文は『日本の近世』9、都市の時代、中央公論社、一九九二年に収録)を参照。

(6) 注(5)に示した吉田伸之氏の論文参照。
(7) たとえば京都西陣の織屋仲間は、本家・分家関係に基づく重層的な構造を持っているという。注(5)に記した杉森哲也氏の論文参照。

(8) 注(5)に記した今井修平氏の論文参照。

(9) 兵庫県立歴史博物館所蔵文書。この史料は整理中なのであるが、姫路市史編集室の願いにより、とくべつに他の若干の関連文書と共に閲覧を許可されたものを、利用させていただいた。博物館と市史編集室のご厚意に感謝したい。以下とくに断らない史料はすべて同博物館所蔵文書である。

(10) 講とは株仲間を構成する内部の小結合であり、それらは伊勢講・松尾講・愛染講等の名称を持ち、人々が信仰する商神や福神の御名を名乗っていたという(前掲の宮本又次『株仲間の研究』六四ページ参照)。姫路藩の愛染講の構成者は、後に掲

幕末期における職人仲間の動向

げる表1・3で示すように13～15家の仕入紺屋を中心としたものである。姫路藩城下町における紺屋の数については、享保十八年（一七三三）時、七二人（大久保敏郎家蔵文書「仮称、姫路町書上帳」）、宝暦十年（一七六〇）時、六二軒（前川憲司家蔵文書「御城下御巡見様方江相渡り候覚書」）という記録があり、これから判断すると染色講は、姫路藩のすべての紺屋職によつて結成されたわけではなく、諸紺屋仲間の一つの組織であつたと考えられる。

姫路市材木町、今井衛國家蔵文書

（11）播州姫路藩は江戸時代をとおしてほぼ十五万石を有する譜代の大藩であり、七八八町からなる城下町全体を姫路町と総称していた。なお姫路藩と姫路町の詳細は紙数の関係で割愛したが、それらについては『姫路市史』第三巻（姫路市、一九九一年発行）を参照願いたい。

（12）「材木町・増位町年寄書留帳」（姫路市柳町、橘和也家蔵文書）参照。

（13）船場川筋と東外濠筋に染物業が発達しており、昔時には沢屋・讚岐屋・住屋・茶又等の業者があつたという（『姫路紀要』完・松本静吾発行、一九一二年）参照。

（14）「書留帳」では、「御上様」と同時に「御公儀様」という用語もみられるので、前者は姫路藩藩主を指しているとみてよからう。橋本政次『姫路城史』下巻の二七一ページに、酒井氏がとくに株仲間、会所を認めた、と指摘されているので、史料中の「御上様」を酒井氏代とみなした。

（15）註（4）に記した今井修平「近世都市における株仲間と町共同体」参照。

（16）注（4）に記した吉田伸之「町人と町」参照。

（17）注（5）に記した杉森哲也氏の論文参照。

（18）江戸積木綿問屋は木綿を晒屋仲間に漂白させたうえで江戸積みしたという（穂積勝次郎『姫路藩綿業経済史の研究』自費出版、一九七一年）。そうするとどうした菊屋の染物は主として城下町内で販売したのであらうか。染物市場の解明は今後の課題である。

（19）注（2）に記した林玲子氏の著書、一三六～七頁参照。

（20）注（3）に記した史料による。但し彼等が紺屋職人かどうかは確認できない。

（21）注（3）に記した史料による。この仲間は明治政府が公認した株仲間の一つである（注（4）に記した今井修平「近世都市における株仲間と町共同体」参照）。